

金融監督等にあたっての留意事項について 一 事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係

現 行	改 正 後
<p>9 A 特定目的会社、特定目的信託（ＳＰＣ、ＳＰＴ）関係</p> <p>9 A－6 その他</p> <p>租税特別措置法第83条の3第1項の規定に基づく登録免許税軽減のための同法施行規則第31条の7第1項に規定する証明書の発行及び<u>地方税法附則第11条第9項</u>の規定に基づく不動産取得税の軽減のための<u>同法施行規則附則第3条の2の8</u>に規定する証明書の発行については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、租税特別措置法第83条の3第1項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。</p>	<p>9 A 特定目的会社、特定目的信託（ＳＰＣ、ＳＰＴ）関係</p> <p>9 A－6 その他</p> <p>租税特別措置法第83条の3第1項の規定に基づく登録免許税軽減のための同法施行規則第31条の7第1項に規定する証明書の発行及び<u>地方税法附則第11条第7項</u>の規定に基づく不動産取得税の軽減のための<u>同法施行規則附則第3条の2の9</u>に規定する証明書の発行については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、租税特別措置法第83条の3第1項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。</p>

金融監督等にあたっての留意事項について 一 事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係

現 行	改 正 後
<p>別紙様式8（ひな型） (日本工業規格A4)</p> <p>証明申請書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p>申請者 本店 商号（会社名） 取締役（氏名）印</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約（請負契約）を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税につき、<u>地方税法附則第11条第9項</u>の規定の適用を受けたいので、<u>地方税法施行規則附則第3条の2の8</u>に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：（略）</p> <hr/> <p>証 明 書</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 申請者による別紙記載の不動産の取得は、<u>法附則第11条第9項</u>に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項の資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該不動産は、以下のとおり法施行令附則第7条第6項の要件を満たす特定目的会社が行うものである。</p> <p>(1) （略）</p>	<p>別紙様式8（ひな型） (日本工業規格A4)</p> <p>証明申請書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p>申請者 本店 商号（会社名） 取締役（氏名）印</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約（請負契約）を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税につき、<u>地方税法附則第11条第7項</u>の規定の適用を受けたいので、<u>地方税法施行規則附則第3条の2の9</u>に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：（略）</p> <hr/> <p>証 明 書</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 申請者による別紙記載の不動産の取得は、<u>法附則第11条第7項</u>に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項の資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該不動産は、以下のとおり法施行令附則第7条第6項の要件を満たす特定目的会社が行うものである。</p> <p>(1) （略）</p>

金融監督等にあたっての留意事項について 一 事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係

現 行	改 正 後
(2) (略) 3. (略) (略) (略)	(2) (略) 3. (略) (略) (略)